

児童の通学中における交通安全の確保に関する施策の推進に関する法律案のスキーム

国

基本指針

- ・児童の通学をめぐる現状認識、目標、各施策の意義、国・地方公共団体・道路の管理者等の役割などを明示

市町村

基本方針

- ・児童通学交通安全確保対策の基本的な考え方
- ・市町村が区域内の児童通学交通安全協議会から提出された案を取りまとめる際の考え方（費用対効果の重視、危険度の判断基準 など）
- ・児童通学交通安全協議会が案を作成する際に配慮すべき事項（各施策に優先順位を付けること、通行児童数・車両交通量等の施策を講じる根拠を明らかにすること など）
- ・児童通学交通安全協議会の組織及び運営に関する基本的な事項などを示す。

意見聴取

道路管理者・都道府県公安委員会

市町村

市町村児童通学交通安全計画

道路の管理者・都道府県公安委員会等と協議

ソフト面

- ・児童通学交通安全区域の設定→位置、具体的な線引き
- ・交通規制→道路の区間、時間帯、速度、許可車両の範囲など
- ・警察官による取締り・交通巡視員等による指導

ハード面

- ・整備対象→道路の区間・位置、優先順位の設定 など
- ・整備内容→歩道、歩行者自転車用柵、横断歩道橋、ハンプ、狭さく部、信号機及び道路標識の設置 など

その他

- ・障害物の除去
- ・計画期間

a学校に係る事項

a学校・児童通学交通安全協議会

b学校に係る事項

b学校・児童通学交通安全協議会

c学校に係る事項

c学校・児童通学交通安全協議会

市町村

小学校

道路の管理者

都道府県公安委員会

保護者・地域住民等

国

内閣府

②市町村ごとの交付限度額、省庁・事業ごとの配分決定

③予算の移替え

交付省庁

市町村・都道府県

児童通学交通安全交付金事業計画

- ・計画期間に実施しようとする事業を明記
- ・事実上の「箇所付け」を行うこととなる。

④交付金交付

⑤事業の実施

市町村

道路の管理者

都道府県公安委員会